

重要なお知らせ!

住宅を飲食店や宿泊施設など建物の用途を変更して、 営業を始める方へ

— 営業許可申請前に、建物の浄化槽を確認してください! —

- ・浄化槽を設置している物件(住宅、店舗)を飲食店や宿泊施設として使用する場合、適正な浄化槽を使用する必要があります
- ・建物の用途で浄化槽の必要な大きさ(処理能力)が異なるため、事前に確認してください

○申請前に、以下の点を必ず確認してください。

営業する場所は、浄化槽を設置していますか?

はい

いいえ

下水道等のルールに従って排水しましょう

適切な能力の浄化槽が設置されていますか?

浄化槽の処理能力は、建物の用途によって建築基準法で定められています。

このため、住宅や事務所向けの小さな浄化槽では、飲食店や宿泊施設等から出た水を処理しきれず、汚れた水が流れてしまう可能性があります。事業内容に合った大きさの浄化槽が設置されているか確認してください。

* 一般的な住宅での浄化槽は5~10人槽ですが、飲食店では延べ床面積により人槽が決まります

飲食店の処理対象人員の算定式(JIS A 3302)

$n = 0.72A$ (n: 人員、A: 延べ面積[m²]) ※汚濁負荷の高い場合は、 $n = 2.94A$

**既設の浄化槽が飲食店や宿泊施設の基準に適合していない場合は、
新たに能力の大きい浄化槽の設置などが必要です。**

判断に迷う場合は建築士など専門家へ相談してください。

それでも不明な点は裏面の連絡先参照

浄化槽の処理能力に関すること：土木部局（県土木または市）

浄化槽の維持管理に関すること：環境部局（県保健所または市）

* 浄化槽はし尿及びその他生活雑排水を微生物の働きなどを利用して処理する設備です。
定期的な維持管理(保守点検、清掃、法定検査)が必要となります。

お問合せ先

管轄区域	浄化槽処理能力(人槽規模)に関する部署	浄化槽維持管理に関する部署
岩国市	岩国市 建築指導課 TEL:0827-29-5046	岩国健康福祉センター 廃棄物・環境指導班 TEL:0827-29-1528
和木町		
柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	柳井土木建築事務所 建築住宅課 TEL:0820-22-0397	柳井健康福祉センター 環境薬事班 TEL:0820-22-3631
周南市	周南市 建築指導課 TEL:0834-22-8423	周南市 環境政策課 TEL:0834-22-8324
下松市、光市	周南土木建築事務所 建築住宅課 TEL:0834-33-6475	周南健康福祉センター 廃棄物・環境指導班 TEL:0834-33-6429
山口市	山口市 開発指導課 TEL:083-934-2677	山口市 環境衛生課 TEL:083-941-2176
防府市	防府市 開発建築指導課 TEL:0835-25-2336	山口健康福祉センター 廃棄物・環境指導班 TEL:083-934-2536
宇部市	宇部市 建築指導課 TEL:0836-34-8434	宇部健康福祉センター 廃棄物対策班 TEL:0836-39-9865
山陽小野田市*	山陽小野田市都市計画課 建築指導室 TEL:0836-82-1215	
美祢市	宇部土木建築事務所 建築住宅課 TEL:0837-52-1660	
長門市*	長門市 建築住宅課 TEL:0837-23-1292	長門市 生活環境課 TEL:0837-23-1134
萩市	萩市 建築課 TEL:0838-25-3693	萩市 下水道建設課 TEL:0838-25-4651
阿武町	宇部土木建築事務所 建築住宅課 TEL:0837-52-1660	萩健康福祉センター 環境薬事班 TEL:0838-25-4651
下関市	下関市 建築指導課 TEL:083-231-1380	下関市 廃棄物対策課 TEL:083-252-0978

*山陽小野田市、長門市では建築物の面積規模によっては、宇部土木建築事務所 建築住宅課（TEL:0837-52-1660）が窓口となります